

入札監理小委員会
第431回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第431回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年10月11日（火）17:00～18:10

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○名古屋国税局が管理する庁舎の管理・運營業務（国税局）

○計量士国家試験事業（経済産業省）

○文化庁メディア芸術祭の企画・運営（文化庁）

〈出席者〉

（委 員）

古笛主査、小松専門委員

（名古屋国税局）

総務部会計課 今枝課長 村田課長補佐 松尾係長

（経済産業省）

産業技術環境局計量行政室 猪鼻室長補佐 渡辺室長補佐 坂本係長

（文化庁）

文化部芸術文化課 柏田支援室長 鈴木支援室長補佐 中臺係長

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

(名古屋国税局入室)

○古笛主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第431回入札監理小委員会を開催いたします。

1件目は、名古屋国税局が管理する庁舎の管理・運營業務の実施要項（案）についての審議を行います。最初に、実施要項（案）について、名古屋国税局総務部会計課、今枝課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○今枝課長 名古屋国税局会計課長の今枝です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手もとの民間競争入札実施要項に沿って、名古屋国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務についての概要の説明をさせていただきます。

まず、参考資料としてお配りしております名古屋国税局が管理する庁舎における概要というものを用意させていただきました。そちらの方を見ていただけますでしょうか。1枚のぺらですね。

今回説明させていただく業務は、左の中段に書いてあります実施期間の第1期、26年4月1日から29年3月の次の第2期、29年4月から34年3月までの5年間の業務委託の期間となります。また、先般、28年5月19日に行われました実施状況報告の審議において、競争性の確保が課題とされ、現行プロセスによる続行という評価をいただきましたので、前回に引き続いて今回は説明をさせていただきます。

それでは、これは概要になっていますので、手もとに置いておいていただいて、資料A-2をご用意いただけますでしょうか。民間競争入札実施要項（案）のまず、3ページを御覧ください。

本業務の対象は、3ページの1.1のイのとおり、当局が管理する管内（岐阜、静岡、愛知、三重）の単独庁舎の46の施設となります。

対象施設の詳細は、21ページから23ページに記載させていただいています別紙1-1、施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表を御覧ください。

本業務の対象施設は、名古屋国税局が入居する名古屋国税総合庁舎、名古屋第二国税総合庁舎、それから、名古屋国税局泉分庁舎に続いて、岐阜、静岡、愛知及び三重県に所在する38の税務署、それと、その他の集中管理書庫が5つあります。

今、21ページを見ていただいているかと思うんですけども、別紙1-1の左枠のところに区分というのを設けております。AからFまでの6つの地域に区分して、区分のAは岐阜県下の5税務署と集中管理書庫、区分のBは静岡県の西部の5つの税務署、区分Cは静岡県の東部にある7つの税務署と集中管理書庫、それから、次のページをめくっていただいて、区分のDは名古屋国税総合庁舎と名古屋第二国税総合庁舎、区分のEは愛知県下にある14の税務署及び名古屋国税局泉分庁舎というのが1個加わっています。それから集中管理書庫。区分のFは三重県の7つの税務署と集中書庫2個という対象としております。

次に、本業務の対象となっている業務内容につきましては、もう一度3ページにお戻り

いただけますでしょうか。1.1の(3)業務の対象と業務内容のイ、建築設備管理業務というところに、①の消防設備保守点検からずっと続きまして、次のページの⑰のばい煙濃度測定まで、それから、ロの清掃等業務の庁舎清掃、害虫駆除、樹木等剪定、それからハ、執務環境測定、それと庁舎警備業務の22の業務になっております。

なお、全体としては22の業務なんですけれども、対象施設の多くを占めている税務署については、規模、各施設の設置状況により異なりますが、大体1署当たりおおむね8から9の業務が対象となっております。

次に4ページ、1.1.1、管理・運營業務全般に係る業務については、業務の円滑な実施に向けた当局の連携の必要性から、(3)統轄管理責任者を置くことにしております。

なお、(3)のイのなお書きで、統轄管理責任者は、資格を求めると受注者が限定されることが予想されるものですから、資格の有無は問わないこととしております。

続きまして、達成すべき質の設定については、5ページの1.2、サービスの質の設定に記載したとおり、その下の段の1.2.1、管理・運營業務の質から7ページの1.2.6のその他の特記事項までの6項目を定めております。

まず、5ページの1.2.1の管理・運營業務の質の包括的に達成すべき質につきましては、右の欄の測定指標に示したとおり、施設アンケートの満足度を70%以上として、年に1回、職員数名による施設アンケートを実施するなど、質の管理をしていきたいと考えております。

なお、施設アンケートについては、25、26ページに施設のアンケート用紙を別紙2ということで作らせていただいております。これでアンケートを実施する予定をしています。

もう一度6ページにお戻りください。

次に、6ページの1.2.2、各業務において確保すべき水準につきましては、55ページ以降の仕様書(案)の別添1から12を参照することとしておりますが、求める水準については、昨年度の実績、結果を最低の水準と考えております。

また、本業務を充実したものとするように、民間事業者の創意工夫を反映したものを企画書において、従来の実施方法に対する改善提案ですとか、コスト削減に関するような提案を行うようにしております。

次に、7ページの2.実施期間に関する事項です。こちらは先ほども説明したように、本業務の実施期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としております。

同じく7ページにあります3.入札参加資格に関する事項については、当業務における予定価格に対応する等級は、役務の提供等のA等級に格付されたものですが、より競争性を高めるためにB等級に格付された者の参加も認めることとして、また、次のページの(9)で、複数の事業者で構成されるグループで参加することもできることとしております。

次に、今見いただいている8ページにあります4.入札に参加する者の募集に関する事項についてです。入札までのスケジュールを記載しております。まず、スケジュールとしましては、官報公告を12月の中旬に実施し、入札説明会、入札に関する質疑応答を経てか

ら入札書類の提出期限を平成29年2月の月上旬、開札も2月の月上旬ごろと考えております。

なお、本業務は対象施設が多いことから、4の(1)のハに現場説明会と書いてありますが、これは実施する予定をしておりません。その代わり21ページの別紙1-1、施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表で、構造階数、延床面積等を表示して、24ページの別紙1-2、庁舎改修等履歴一覧表をつけさせていただきましたので、この改修年度を表示して、また55ページ以降の仕様書(案)の別添1から12を設備明細ということで公表することとしております。

次に11ページをお願いします。5.落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項ですが、落札者の決定は、第1期で実施した総合評価落札方式ではなく、最低価格落札方式としております。最低価格落札方式を採用する理由としては、当該施設は美術館や博物館のような特異性のない一般庁舎であり、業務内容においても施設管理、清掃、警備等々、特殊な業務もないことから、民間事業者の創意工夫を取り入れながらも、最低限の質を確保した上で価格競争を最大限に生かすためとしました。

次に、13ページの6.対象公共サービスの実施状況に関する情報の開示に関する事項ですが、28ページから43ページの別紙4-1から4-3において、26年から28年までの委託費等、参考となる3年間の実績を記載しております。また、各年度における増減理由につきましては、注記事項に記載をしております。

次に、同じく13ページの7.公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項ですが、民間事業者の使用できる施設として、(1)のイで、機械室等、本業務の執行に必要な設備全てとしております。

また(2)のイからニにおいて、使用制限等について規定をしております。

同じく13ページの8番、公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国に対して報告すべき事項云々については、8.1の報告についてから7項目を規定しておりまして、8.1、事業計画書の作成と提出、また8.4で秘密の保持、次のページの8.5では個人情報の取扱い、また8.7では、契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等について規定をしております。

次に、19ページの9.公共サービス実施民間事業者が第三者に損害を与えた場合、民間事業者が負うべき責任に関する事項ですが、公共サービス実施民間事業者が故意又は過失により、本業務の受益者等、第三者に損害を加えた場合についての規定をしております。

次に10.対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項ですが、本業務の実施状況につきましては、平成33年3月末時点における状況を調査することとしておりまして、方法としましては、先ほど説明した職員から提出された施設アンケートの結果や管理等の不備による事故の発生状況などを踏まえて、評価を行うことを考えております。

最後に、20ページの11.その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項ですが、(1)対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告、また、(3)民間事業者の責務、

それから（３）のロに会計検査についての協力等の規定をしております。

以上です。簡単ですが、概略の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見はございますでしょうか。

○小松専門委員 一部一者入札があったということで、それで分割をされているんですけども、業者を見ていると、大成有楽不動産というところがかなりあちこちに顔を出しているんですけども、今回、分割したことによって、もう少し応札者が増えそうな感じでしょうか。

○松尾係長 会計課の松尾と申します。今のところ、業者に声を掛け、いろいろ調査をしております。現契約業者の大成有楽以外にも参加をしていただくような意見を数箇所いただいております。

○小松専門委員 大いにやっていただくということだろうと思うんですけど。

○古笛主査 そうですね。やっていただいて。

○小松専門委員 特段問題があるとは思えないんですけどね。

○古笛主査 そうですね。A区分のところも高山が外れたので、随分やりやすくなったと思うので。

○今枝課長 一番遠くて広いところなので。

○古笛主査 わかりました。じゃあ、よろしいでしょうかね。

○小松専門委員 はい。

○古笛主査 それでは、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき点はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。先生、よろしいでしょうか。

○小松専門委員 結構です。

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○今枝課長 ありがとうございます。

（名古屋国税局退室）

（経済産業省入室）

○古笛主査 では、若干早いんですけれども、2件目は、計量士国家試験事業の実施要項（案）についての審議を行います。本案件については、経済産業省産業技術環境局計量行政室、猪鼻室長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○猪鼻室長補佐 経済産業省計量行政室の猪鼻と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

本日は計量士の国家試験事業ということでございまして、こちらの事業につきましては、平成23年度から6年間、2期にわたって、市場化テストとして外部の民間事業者による事業の実施をお願いしておるところでございます。これまでの2期を通じまして、おおむね良好な実施結果であるということで、我々としては認識をしているところでございます。

本年が第2期の最終年度となつてございまして、本年6月に実施状況をご報告させていただきまして、次の平成29年度から31年度にかけても、引き続き市場化テストを継続することをご承認をいただいているところと認識しております。

事業継続に際しまして、新たに追加を考えております業務等もございまして、これらの業務も含めまして、本日は入札実施要項（案）をご説明したいと思いますので、審議のほどをお願いしたいと思つております。

説明は大変恐縮ですが、担当の坂本からご説明させていただきたいと思つたので、よろしくお願ひいたします。

○坂本係長 それでは、民間競争入札実施要項（案）についてご説明したいと思います。その前に、参考資料として計量士国家試験の概要という紙をお配りしているかと思つたので、これに基づいて概要から説明いたします。

この1枚紙の右側の業務内容に書いてある①から⑭の各業務につきましては、いわゆる試験実施事務でございまして、これまで6年間、民間事業者にお願ひをしてきた業務です。平成29年度から31年度は、これらの従来の業務に追加して、⑮計量士国家試験委員会の運營業務、それと⑯過年度の願書・答案用紙の保管業務の2つにつきましても、民間事業者にも今後お願ひしたいと考えているところでございます。

まず、⑮の計量士国家試験委員会の運營業務ですが、これは主に試験問題を作成する委員会組織でございまして、毎年度、約半年をかけて試験問題を作成しております。その委員会の運營業務の補助を民間事業者にお願ひしたいということ、それが1つでございます。もう一つ、⑯過年度の願書・答案用紙の保管業務ということで、従来は経済産業省の省内の倉庫に保管をしていたもので、願書や答案用紙には出願者や受験者の個人情報に掲載されておりますので、これまで厳重に管理してまいりましたが、省内の保管スペースが不足しているということもございまして、徐々に適切な管理が難しい状況になってきております。このような状況も踏まえて、できましたら今後、保管業務についても民間事業者にお願ひしたいと考えている次第です。

このペーパーの説明は以上になりまして、今度は実施要項（案）について、主な変更点

を中心に説明していきたいと思ひます。

資料をお開きいただきまして、まず、ページ右下に振っている通し番号を読み上げながら説明してまいります。

まず、4/52ページの出願者数ですが、平成25年度から27年度までに修正してありまして、平均で8,033人としてあります。表の右下に書いてありますように、平成27年度は7,662人の出願者数となっており、年々減ってきているという現状でございます。

続きまして、追加業務の関連で説明をしたいと思ひます。次の5/52ページをお開きいただきたいと思ひますが、二の試験科目に表を載せてあります。表の一番上が試験区分ということで、環境計量士（濃度関係）、これは大気や水の有害物質等の濃度を計るための計量器を取り扱う計量士です。それと、真ん中の環境計量士（騒音・振動関係）は建設現場、工場、自動車等の騒音や振動を計測するための計量器の取扱いを専門とする計量士のことで、一番右に一般計量士とありまして、これは、例えばスーパーマーケットで食品の重さを計るはかりですとか、水道メーターやガスメーターといった計量器の取扱いを専門とする計量士のことで、計量士には以上3つの区分がございます。

区分それぞれに専門科目を設けてありまして、それに加えて、その下の共通科目2科目というのがございます。この表に挙げている合計8科目について試験問題を作成して、実際に試験を実施しているという現状です。

続きまして、このページの一番下の試験実施時期について、例年3月上旬の日曜日に1回実施してきましたが、平成30年度以降は3カ月前倒しをしまして、12月上旬から中旬の日曜日に実施したいと考えてあります。

このようにする理由としましては、従来は3月に試験を実施して、その合格発表や合格証書の送付の業務を翌年度の5月末までに実施してきてありまして、いわゆる年度を跨いだ実施をしてきましたが、今後、事業期間が終了して請負事業者も変わるというときに、新しい事業者が合格証書の作成や発送業務をいきなり引き受けるということになると、業務実施上、多少困難が生じるのではないかと懸念もあまして、より確実に事業を実施するという観点で試験日を前倒しして、合格証書の発送業務を年度末までに終わらせたいと考えてあります。

ただし、平成29年度にいきなりそういった前倒しを実施すると、もし仮に慣れていない事業者が行うことになった場合に、これもまた非常にタイトなスケジュールで行わないといけないので、初年度の平成29年度は従来どおりのスケジュールで行っていただき、業務に慣れた2年度目の平成30年度から、3カ月前倒ししたスケジュールでお願いしたいという趣旨でここを改訂してあります。

続きまして、6/52ページに移ります。トの試験問題の作成ということで加筆してありますが、先ほども触れましたが計量士国家試験委員ということで、これは経済産業大臣が任命した者が試験問題の作成を行ってありまして、実際には、委員の合議体として設置された計量士国家試験委員会とその下部部会と分科会において作成されてあります。

委員会の組織ということで、ここも加筆をしております。このページの下の図をご覧くださいと思います。

要は、先ほど触れました8科目それぞれについて分科会を設けておりまして、各分科会で試験問題を作成するという運用をとってきております。それに加えて、(※)で加筆しておりますが、試験問題作成の便宜上、環境計量に関する基礎知識(化学)分科会と(物理)分科会というのがございまして、両分科会の下部検討組織として環境関連法規グループを設けております。ここで環境関連法規に関する試験問題の素案を作成しております。こういった運用をとってきているという説明でございます。

試験の概要は以上でございまして、次に、入札対象事業の説明に移りたいと思います。ページを飛ばしまして、10/52ページをご覧くださいと思います。

一番上の㊤《試験案内等の配布》について、この業務内容の変更は特段ございませんが、今期、第2期に実施した事業の中で優れた取り組みということで、要は、インターネット上で願書情報を入力したものをそのままPDFでダウンロードできる仕組みを導入しておりますので、そういった創意工夫の提案は受け入れるということを加筆しております。

説明が飛びまして恐縮ですが、16/52ページをお開きいただきたいと思います。

一番下、(ヨ)の計量士国家試験委員会の運營業務について、ここで先ほど触れました委員会の運營業務についての詳細な仕様を加筆しております。

具体的にどのような委員会組織があるのかということ17/52ページの表に一覧として記載しております。

会議名称としまして、先ほど組織図で書いてありました分科会、ここは略称で書かせていただいておりますが、8分科会ございまして、先ほどご説明した環境関連法規グループもございまして。

それと、これを取りまとめる立場にある、試験問題を確定するための調整部会というものがありまして、年1回開催をしております。

それに加えて、計量士国家試験委員会の3部会長が集まって試験実施後に合格基準を決定しておりまして、これも年1回、3部会長協議ということで、省内で開催しております。

表の一番右の開催場所について、従来はいずれも経済産業省の会議室で行ってまいりましたが、表の一番上の7分科会については、今後は原則、東京都23区内の省外の会議室で行いたいと考えております。

その理由としましては、省内会議室が常に足りない状況でございまして、なおかつ開催の2カ月前でないと予約ができないルールになっております。さらに、予約開始日にもう既に予約で一杯になってしまうという、非常に会議室の確保が困難な状況になっております。また、会議室確保のために職員の労力が割かれている現状に加えて、旅費や謝金の支払のための実務も職員が行っており、そのようなマンパワーも、今後は計量行政室で現在行っております計量制度の見直しといった政策的な検討にシフトしていきたいと考えておりますので、いま説明したような業務を外部の業者に委託したいと考えております。

続きまして、このページから19/52ページにかけて、具体的にどのような事務を行うのかということで、かなりの量になりますが加筆をさせていただきます。

先ほどご説明した7分科会については、会場予約や開催案内、備品の準備といったことを民間事業者に行っていただきたいと考えております。残る法規分科会と環境関連法規グループに関しては、経済産業省の職員が多く比率で委員となっております、これらは経済産業省内で行った方が効率的だろうと考えますので、引き続き省内で開催したいと考えております。

それと、18/52ページの㊸でございませけれども、委員への旅費及び謝金の支払に關しましては、旅費や謝金の支払源を省内と省外とで分けてしまうと、運用上、非常に非効率になってしまいますので、これらの支払業務に關しましては、会議の種類や開催場所にかかわらず、全ての分科会、部会について民間事業者をお願いしたいと考えております。

単価なども記載をさせていただきます。これも従来の運用を基本的には引き継ぎたいという趣旨で仕様を書いております。

それと参考までに、実際にどれぐらいの出席人数があつて、支出金額が発生するのかということで、平成27年度の実績を記載しております。

続きまして、19/52ページですが、もう一つの追加業務である（タ）過年度の計量士国家試験の願書及び答案用紙の保管業務についてです。

なぜ保管が必要かと言いますと、たまに外部の方、受験者本人からなのですが、ご自身が解答した解答用紙の開示請求などがございまして、それに対応する必要があるということもありますし、また、合格証書の発送後に合格者から氏名の訂正依頼を受けることがありまして、その対応時のエビデンスとしても願書を保管しております。

従来からの運用で、過去5年分を保管することとしておりまして、実際の保管業務を民間事業者をお願いをしたいと考えております。

1年間に発生する保管が必要な文書の量ですが、㊸の※のところに記載しているとおり、外寸合計100センチの段ボール箱9箱分が1年間に新たに発生する保管の量でございます。なので、これを5年間ということですので、段ボール箱45箱分の保管をお願いしたいということでございます。

1つ飛んで㊹になりますけれども、開示請求などを受けた際に、急ぎ保管場所から取り寄せる必要がございますので、返送するように計量行政室から要請を受けたときは、これを返送するというように記載しております。廃棄や移送についても、具体的にこういったことをお願いしたいということで加筆しております。

以上が追加業務についてでございます。あと、確保されるべきサービスの質について加筆した部分がありまして、24/52ページの真ん中辺りですが、㊻計量士国家試験委員会の運營業務ということで、イからニまで書いておりまして、会場は関係者以外が容易に立ち入ることのできない専用の会議室を確保すること、外部漏えいがないことなどを書かせていただいております。

それと、⑰保管業務についても、同じく個人情報の外部漏えいがないことですか、計量行政室の求めに応じて速やかに返送できるように、検索しやすい状態で保管してくださいとかいうことを加筆しております。

続きまして、25/52ページの下の方、契約の形態及び支払について、報酬の支払の各年度のところに、先ほど申し上げたような3カ月の前倒しのスケジュールを各年度の支払のところに反映をさせていただいております。

少し飛ばしまして、今度は33/52ページに移りたいと思います。落札者を決定するための評価基準の真ん中辺りに、e) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を今回新たに追加しております。今年の3月に内閣府から、総合評価落札方式を導入する事業についてはこの評価項目を追加してくださいという要請がありましたので、それを踏まえての今回の追加でございます。

具体的には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる、えるぼし認定企業に対して、認定には各段階がありますけれども、それに応じた点数を加算するということですか、また、その次のくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業ということで、育休の取得状況等に関する認定でございますけれども、これも認定の状況に応じて加点をします。最後に、青少年の雇用の促進に関する法律ということで、残業時間や新入社員の就業以降の離職率等の基準がありまして、その認定を受けている者についても加点をするという仕組みを今回新たに導入しております。これらは全てで3点満点ということで基準を設けております。

駆け足で説明してまいりましたが、実施要項の主な変更点は以上です。

それともう一つ、意見募集を実施しておりまして、参考資料の1枚紙でご説明をしたいと思います。実施要項(案)に関して、9月23日から10月6日の14日間にかけて意見募集を行いました。具体的には、e-Gov(電子政府の総合窓口)のホームページに掲載をしたものでございます。その結果、1名の方から意見の提出がございました。

意見の内容でございますけれども、文言の統一をすべきではないか、法律番号の記載が漏れている、といったご指摘ですので、ご指摘のとおり修正をしております。今ご説明しました実施要項(案)には修正を反映させていただいております。

それと、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準についても、修正前は平成26年度版になっておりましたが、これを平成28年度版にすべきではないかというご意見をいただいたので、これも平成28年度版に修正をしたというものでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○小松専門委員 新しくなったのが委員会の運営と願書・答案の保管ということで、だから継続ということなんだと思うんですけれども、この程度ならば、そちらでご自由におやりいただいてもいいんじゃないかと思うんですが、しょうがないということですね。

それで、ちょっと気になったのが試験時期の変更をされるようですけども、かなりこれは大人数の試験ですよ。会場の確保は大丈夫なんですかということなんですけど。

○坂本係長 従来の実施事業者の取り組みを見ておりますと、実際にはかなり前の段階から、1年近く前の時点で試験会場の仮押さえというのをしております。同じような運用であれば、時期によっては混み合う時期もあるとは聞いておりますが、そこは早目に予約することで対応したいと考えております。

○小松専門委員 あんまり本質とは関係ない話なんですけど、会場というのは学校を借りられるんですよ。

○坂本係長 そうです。

○小松専門委員 そうすると、3月ですと、休みというタイミングがあって、わりに貸しやすいというか、学校側からすると借りていただいて結構なんですけれども、12月という日程が学校がやっている真っ最中なんですよね。そうすると、土日でやるということであっても、学校の授業との関係や何かであんまりいい顔をされないんじゃないかという気もするんですね。だから、そこは確認をされておいたほうがよろしいんじゃないかと思えますけど、これは余計なお世話なんですけどね。

○坂本係長 ご指摘ありがとうございます。確認させていただきます。

○古笛主査 じゃあ、これまで1期、2期とも良好な結果だったので、引き続き第3回目のほうでも進めていただけたらと思います。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○小松専門委員 結構です。

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただくようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○坂本係長 ありがとうございます。

○猪鼻室長補佐 ありがとうございます。

(経済産業省退室)

(文化庁入室)

○古笛主査 若干早目ですけれども、3件目は、文化庁メディア芸術祭の企画・運営の実施要項（案）についての審議を行います。本案件につきましては、文化庁文化部芸術文化課、柏田支援推進室長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○柏田室長 それでは、よろしくお願いたします。市場化テストにつきましては、平成27年度に開始し、今年度につきましては、メディア芸術祭が始まって20周年ということで、20周年企画展というのを特別に開催するというので、27年度に実施したコンテストをやって、それから受賞作品展をやるという流れから若干変わりました、コンテストのみの入札ということになります。

29年度の実施要項からは、27年度と異なり、まず受賞作品展をやって、コンテストをやるという順番になります。

それから、確保すべき質の向上でございますけれども、27年度に確保すべきサービスの質が一部未達成という項目について、若干要件を緩和しております。

まず、19ページにあります⑦ですが、受賞作品等を発表する記者発表会に50以上の報道機関の出席を確保ということでございます。27年度は「60以上の報道機関の出席確保」という目標に対し、47機関の出席ということで未達成だったんですが、今回の実施要項につきましては、50機関を確保するというようにしております。

それから、⑧は前回、広報展開に課題があったということでございまして、今回は広報担当を設けて、そこに専門家を配置して、広報展開スケジュール等の管理を適切に実施するという項目を設けております。

それから、その下の⑨なんですけれども、受賞作品展の来場者数の確保でございますけれども、前回、「6万人以上の来場者数を確保」という目標に対し、3万8,791人ということで、若干少なかったということで、今回の実施要項（案）につきましては、過去3年の平均をとりますと、4万8,800人なんですけれども、それを参考にして5万人ということにしております。前回はここを6万人以上の来場者を確保ということで、3万8,791人ということでございました。

それから、パブリックコメントでございますけれども、9月16日から9月30日までパブコメを開始しまして、2件の意見がございました。

1件は文字修正ということでございましたので、そのとおり修正を行っております。

それから、もう一件は、実施要項に直接関係する意見ではないということで、原案のままとしております。

それから、一者応札への対応ということでございますけれども、26年度、27年度、一者応札ということでございまして、入札者数を増やそうという観点からヒアリング等を実施しました。意見としては、コンテストを行い、メディア芸術祭の受賞作品展も開催し、か

つメディア芸術の専門家も配置しなきゃいけない、広報担当も配置しなきゃいけないということで、文化庁で計上されている予算ではなかなか効果的に実施することが難しいということで、持ち出しが必要になってくるという意見が各者ありました。

入札参加要件の緩和ということで、これは従来A等級というのをA、BまたはC等級と最低限まで広げて、これ以上しようがないので、公告期間を長くするでありますとか、先ほど言いました入札要件の緩和みたいなことで今回は対応させていただこうと思っております。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○小松専門委員 達成すべき質の中で、報道機関の話と来場者の話があるんですけども、もしこれが達成できなかった場合というのは、何かペナルティーがあるのでしょうか。

○柏田室長 前は達成してなかったんですけども、特段ペナルティーは科してないですね。

○小松専門委員 努力目標ということでよろしいですか。

○柏田室長 こちらとしては、前回の件もありますので、落札者が決定した段階で説明をして、特に広報のところは最初の打ち合わせとかできつく言って、そこは達成してもらおうようにしていきたいと考えています。

○小松専門委員 それと報道機関が47来られたということなんですけど、これ、私はよくわからないんですけども、例えば在京のテレビとか新聞社は大体固定的ですよ。あとは雑誌関係だと思うんですけど。

○中臺係長 そうですね。

○小松専門委員 最近雑誌がどんどん減っちゃっているんですよ。メディアとしてもかなり廃刊とかいうところが多くなっている、そういう影響というのはないのでしょうか。

○中臺係長 多少あるとは思いますが、秋葉原で今回行うのですが、その商店街の中で、例えば小さなリーフレットですとか、無料で、フリーペーパーなどの配布するものに関しては、逆に幅広く増えているような現状もありますので、例えば出版社などが潰れてきているといった状況があっても、総数としてはあまり変わらないような状況と考えています。

○小松専門委員 そういうフリーペーパーをつくっているようなところも一応マスコミとカウントされているわけですか。

○中臺係長 そうですね。基本的にはそういったメディアと同じくくりにしてあります。

○小松専門委員 それで、そもそも企画の中身ですけど、メディア芸術祭と言っている以上は、やっぱりインターネットとか、そういうジャンルだろうと思うんですね。おそらくこういうのに興味がある方というのは、インターネットで全部見られるということを前提

に興味を持っておられると思うんですけども、それをわざわざ会場を設営して、そこに来ないと見られないようにしているというスタイルがちょっとずれているんじゃないかと私なんかは思うんですけど、わざわざこういうふうに人を集めて展示をして見せるというスタイルは、これはずっと守るおつもりでいらっしゃるということでしょうか。

○柏田室長 コンテストの結果の受賞作品展ということですので、外国からも今回は86カ国と非常に大きくて、世界的にも有名になりつつあるので、そういう受賞者が自分の作品が展示されているというところも1つあって、やはり受賞作品展としては、会場を別に設けて、そこで発表していきたいというのがあります。

○小松専門委員 それは構わないと思うんですけど、そこに人が来て見てもらわなきゃ困るという、その考え方ですよ。ネットで発表すれば、皆さん、ネットで閲覧されるし、何人見たかというのもわかるようになっていきますから、むしろそちらで評価されるほうがこういう芸術祭のあり方としては今風じゃないかと思うんですけど、わざわざそこに人を呼んで集める。これは入場料をとられているんですか。

○中臺係長 無料です。

○小松専門委員 無料ですか。無料だとなおさら来ないという可能性もあるかもしれないですね。

○柏田室長 当然ネットでもいろいろ配信をする場をいっぱい設けて配信していきたいと思うんですけど、やはりエンターテインメントとかも入っていますので、ネットでは伝わりにくいこともありますので、そういう意味では、実際に生で体験してもらいたい。あと、メディアアートにしてもインスタレーションや双方向性のアートなどがあるので、実際に自分で試してみたりとかいう展示も結構あるので、そこはネットで配信と合わせて、こういう現場で見てもらいたいというのがあります。

○小松専門委員 わかりました。

○古笛主査 ずっと一者が続いているので、一般的には複数年にするだとか、分割するだとかいう話はあるかと思うんですけど、そういった点は検討されたんでしょうか。

○柏田室長 コンテストと受賞作品展を分割してということも考えられなくはないんですけど、やはりコンテストでいろいろ携わって行って、作家といろいろ交渉したりしてやって行って、受賞作品、特にメディアアートなんていうのは、なかなか展示で難しいところがあって、それはコンテストの延長線上にあるところがあって、切り離すと非効率なところとかが多々出てくるということなので、この件に関しては、一緒にやっていきたいなと思っています。

○古笛主査 わかりました。ありがとうございます。それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での

審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。先生、よろしいでしょうか。

○小松専門委員 はい。

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員の先生にお知らせし、適宜、意見交換させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○柏田室長 ありがとうございました。

(文化庁退室)

— 了 —